

供給地点群名

湯口住宅団地

供給地点

岩手県花巻市湯口字蟹沢平林古堂

1	1	～	12	12 地点	2	1	～	11	11 地点
3	1	～	9	9 地点	4	1	～	6	6 地点
5	1	～	8	8 地点	6	1	・	2	2 地点
7	1	～	4	4 地点	8	1	～	5	5 地点
9	1	～	8	8 地点	10	1	～	10	10 地点
11	1	・	2	2 地点	12	1	～	7	7 地点
13	1	～	12	12 地点	14	1	～	14	14 地点
15	1	・	2	2 地点	16	1	・	2	2 地点
17	1	～	3	3 地点	18	1			1 地点
19	1	～	4	4 地点	20	1	～	4	4 地点
21	1	～	6	6 地点	22	1	～	6	6 地点
23	1	～	12	12 地点	24	1			1 地点
25	1			1 地点	26	1	～	5	5 地点
集会場	1	・	2	2 地点					
共同住宅									
A	1	～	22	22 地点					

供給地点数

181 地点

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、18(9)の規定により算定する使用量

V1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合(パーセント)

適用する料金表

(湯口住宅団地)

1. 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 8 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 8 立方メートルを超え、30 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 30 立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表 A

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1075.6800 円(税込)
	996.00 円(税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	487.6740 円(税込)
	451.55 円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)を基に 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 B

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1672.9200 円(税込)
	1549.00 円(税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	413.0136 円(税込)
	382.42 円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)を基に 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表 C

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3216.7800 円(税込)
	2978.50 円(税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	361.5516 円(税込)
	334.77 円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)を基に 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。なお、別表第 3 を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金(税抜)

$$\text{基本料金(税抜)} \times \text{日割計算日数} / 30$$

(備考)

- ① 基本料金(税抜)は、別表第 3 の料金表における基本料金(税抜)
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数。
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第 3 の料金表における基準単位料金(税抜)又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 3 における適用基準と同様といたします。

早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。なお、別表第 3 を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金(税抜)

$$\text{基本料金(税抜)} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金(税抜)は、別表第 3 の料金表における基本料金(税抜)
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31 日以上の場合は 30 日
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第 3 の料金表における基準単位料金(税抜)又は 23 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 3 における適用基準と同様といたします。

供給ガスの圧力等

当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。

(1) 圧 力	{	最高圧力	3.2 キロパスカル
		最低圧力	2.2 キロパスカル
(2) ガスの規格			「い号」LPガス
(3) 液化石油 ガスの成分	{	プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	80 パーセント以上
		エタン及びエチレンの合計量の含有率	5 パーセント以下
		ブタジエンの含有率	0.5 パーセント以下
(4) 熱 量			100.46 メガジュール